

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 3 日現在

機関番号：15401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780530

研究課題名(和文)ドイツにおける音楽科教師の専門性と教授能力育成に関する研究

研究課題名(英文)Development of Music Teacher's Expertise in Germany

研究代表者

伊藤 真(Ito, Shin)

広島大学・教育学研究科(研究院)・准教授

研究者番号：70455046

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文):本研究の目的は、ドイツにおいて音楽科教師の専門性と教授能力がどのように育成されているのかを明らかにすることである。ハンブルク州を対象として、大学における養成(第1段階)および大学修了後の試補勤務(第2段階)の制度と内容を精査した。その結果、第1段階では教科の専門的学習と教育諸科学の学習を専門大学(ハンブルク音楽演劇大学)と総合大学教育学部(ハンブルク大学)で行い、各専門性を高めていること、第2段階では試補勤務校において実践経験を積みながら教員養成ゼミナールで教師としての実践力を高め、第2次国家試験で教師としての資質・能力の最終確認が行われることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文):The purpose of this study is to reveal the system and process of highly professional music teacher training in Germany. In Hamburg, pre-service teachers study music intensively in Hamburg music college, and they also study pedagogy and didactics in Hamburg university in parallel. After 4-year bachelor and 2-year master program, they work at some schools on probation with special seminars on teachership and subject content for 18 months in the institut of teacher training. After that, they have to pass the national exam for teachers. The exam consists of 4 sections; pedagogical behavior in schools, lesson practice, a written assignment based on their own practice, and oral exam. In the process of the long-term training, pre-service music teachers develop their expertness on teaching, and acquire great autonomy to teaching.

研究分野：音楽教育学

キーワード：教員養成 音楽科 ドイツ 専門性 教授能力 自律性

1. 研究開始当初の背景

(1) 我が国における教員養成改革

教師の質的向上は我が国において喫緊の課題として捉えられている。例えば、平成 24 年 8 月の中央教育審議会答申「教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」では、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための改革を行う必要性が強調されている。つまり、自主的な探究力、専門職としての高度な知識・技能、実践的指導力が教師に必須の資質能力であることが再確認されている。このような抜本的な教員養成に関する改革の背景には、基本的な専門的知識・技能は獲得していても、それを教育学や教科教育学の内容と関連づけた実践的指導力が欠けていること、大学での養成と現職研修は分断されたものであり教師が学び続ける体制が不十分であること、大学と教育委員会の連携・協働を強化し、教員養成を修士レベル化することなどの問題が存在している。

(2) ドイツにおける教員養成改革

このような我が国の教員養成改革の動向と類似する点が多いのがドイツである。ドイツの教員養成は、大学における養成と試補勤務の 2 段階で行われるが、1990 年代から様々な問題点が指摘されている。また、2000 年に行われた OECD による PISA 調査の結果不振から、各州文部大臣会議は教師の専門性の改善を優先的課題として位置づけた。これらを受けて、各州文部大臣会議の専門家委員会および学術協議会は教員養成に関する報告書や勧告を公表するなど、ドイツにおいても教師の質的向上は喫緊の課題として浮上している。では、ドイツの教員養成における問題点とは何だったのか。長島(2006)によれば、大学における養成は、専門性が高いものの教育方法や教科教授学の学修が不十分であり、学校実践から遠ざかる傾向にある。また、教員養成に関わる大学、試補勤務期間の教育を行う試補教員研修所および養成担当校の三者の協力が不十分である。これらのことから、ドイツの教員養成の課題は、教科に関する専門的知識・技能と教育学や教科教育学に基づく教職能力の両者を両立して獲得すること、大学における養成と試補勤務を連携させること、に集約される。また、ヨーロッパ規模の高等教育の制度的共通化(ポローニャプロセス)に基づいて、後期中等教育に関わる教員養成は連続する学士・修士課程において行われることが推奨され、現在、州によって多様な取り組みがなされている。これらの課題は我が国の教員養成における課題と一致しており、ドイツの教員養成に着目して研究を行う意義が大きい。

(3) 音楽科教員養成における課題

一般に、音楽科教員に求められる専門性・教授能力について整理すると、概ね次のように示すことができる。すなわち、教師として必要な教育学や心理学の知識、音楽専門的知識や技能、音楽教育学の知識と実践力(音楽専門的知識や技能を教育現場レベルで実践可能にする)である。昨今の日独の教員養成改革の流れにおける課題は、関連する各科目を教育実践レベルにおいて統合することである。その背景には、教師を目指す学生は教員養成課程で開講される各科目の学習によって当該知識や技能を獲得するものの、その知識や技能が教育現場における実践とは乖離したものになっており、教師として本来必要な知識・技能が獲得できていない現状がある。また、各科目間の知のつながりも希薄であり、相互の関連性を見失うこともある。このように、教育・心理学領域科目と音楽(科)領域科目の統合、および音楽(科)領域内の各科目間の統合、の二重の統合が必須となる。先述したように教師に必須の資質能力である、自主的な探究力、専門職としての高度な知識・技能、および実践的指導力は、教員養成システムにおける二重の統合を成し得て初めて獲得されるといえる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、音楽科教員の専門性と教授能力の育成について、我が国の教員養成改革と類似点が多いドイツを事例として明らかにすることである。先述したように、教師の質的向上は教育改革におけるグローバルかつ喫緊の課題である。大学における養成と試補勤務の 2 段階の教員養成システムを採用し、国家試験を課すドイツに着目し、教育学領域における教員養成制度研究に基づきながら、音楽科教育の視点で教員養成の構造を捉え、大学と試補勤務の各段階における教育内容を明らかにし、音楽科教員に求められる専門性と教授能力がいかに育成されるのかを質的に明らかにする。

3. 研究の方法

ドイツの教員養成に関する従来の研究は、主に大学における養成と試補勤務における教育、およびそれらの修了を意味する国家試験の制度的研究であった。これらはいずれも教育的な包括的視点による制度研究であり、各教科の視点による研究ではない。各教科の視点では、地理および理科に関する研究がある。本研究で取り扱う「音楽科」については、佐野(1984)が大学における養成と国家試験の規程を分析し、伊藤(2003、2004)が大学における養成カリキュラムと教員養成課程の実技試験の内容を分析するにとどまっている。本研究では先行研究をさらに発展させ、ドイツにおける教員養成に関して、教育的視点を基礎としながら音楽科教育の文脈で、大学における養成と試補勤務にお

ける教育の双方について制度面と実際の運用面を資料調査および現地調査に基づいて明らかにする。また、本研究は、単なる制度研究ではなく、音楽科教員に求められる実践的指導力をどのように獲得しようかという教師教育プロセスを現地調査に基づいて質的に明らかにする。

4. 研究成果

(1) ドイツにおける音楽科教員養成の構造

ドイツの音楽科教員養成は、大きく2つの段階からなる。第1段階は、大学における養成教育である。元来ドイツの大学は修士号(Magister)をもって大学の学修を修了としていたが、現在では、ほとんどの州においてボローニャプロセスの影響を受けて学士(Bachelor)・修士(Master)制度を導入している。例えばベルリン州もそのひとつであり、ベルリン芸術大学が音楽科教師を養成する課程を設置している¹⁾。ギムナジウムの教職課程を例にすると、学士課程で全180単位(6セメスター)、修士課程で全120単位(4セメスター)の習得が必要である。ベルリン芸術大学では音楽の専門的内容と音楽科教授法に関する講義やゼミが提供されるが、音楽以外の第2授業科目の内容や教育諸科学に関する内容は、ベルリン自由大学およびフンボルト大学において提供される。

学士課程における学修は10のモジュールによって構成されており、演奏、音楽学、音楽理論、音楽教育学、授業実践の各専門教育が含まれる。修士課程における学修は3つのモジュールと修士論文によって構成されており、学士課程よりも内容は細分化され、専門性が高くなっている。

標準年限が6セメスターの学士課程を修了しただけでは教師となる資格は得られない。接続する修士課程で教育学修士を取得し、第1次国家試験を経て、2年間の試補勤務、および第2次国家試験を合格することによって、正規の教師となる。

教員養成の第2段階は、教員養成研修所と養成担当校における養成教育である。試補教員は毎週2回のゼミナールにおいて教育諸科学、選択した2科目の教科教育学の授業を受ける。それ以外は指導教員のもと養成担当校で授業を行う。

(2) 音楽科教員養成で求められるコンピテンシー

教育諸科学のコンピテンシー

KMKは2004年に「教員養成スタンダード：教育諸科学」を策定した。これは、教員養成における教育学、一般教授学、教育心理学、教育社会学に関するスタンダードを示したものである。

このスタンダードでは、教員養成において獲得しなければならない教育諸科学に関する専門性が4つの領域(授業、教育、評価、刷新)に分けられ、これらに位置づく11の

コンピテンシーに理論的・実践的部分のスタンダードが示されている。

このスタンダードの特徴として、別惣(2010)は、教育学者、各教科の専門家、各教科の関連学会、教員組合等で組織されたワーキンググループによって作成され、ドイツ全州の教員養成制度に導入されていること、4つの領域のなかで、「授業」と「教育」において子どもの学習や教育の在り方が考慮されていること、そして大学における養成教育と学校現場での実践を結びつけたり、大学における養成教育と試補勤務とを結びつけたりすることが求められていることを指摘している。

音楽科のコンピテンシー

教育諸科学に関する教員養成スタンダードが策定された4年後、2008年に「教科プロフィール」が策定されたことをもって、教員養成スタンダードは完成された。「教科プロフィール」には、教師が学校現場で実際に働くうえで生じる課題解決のために求められる、教科専門と教科教授法に関するコンピテンシーが示されている。この教科のコンピテンシーは、教員養成の第1段階、第2段階、および教師となった後の継続研修において包括的に獲得されるものである。特に、教科専門に関する基礎的コンピテンシー、教科専門の認識・活動方法、および教科教授法の要求(到達目標)が、第1段階の大学における養成教育で形成され、ここでの学修を基盤として、授業実践に関わる多くのコンピテンシーが、第2段階の試補勤務において形成される。

音楽科のコンピテンシーを整理すると、音楽の教科専門として前提条件となる芸術的・音楽的感性の獲得とそれらの感性の指導力、多様な音楽へ接近し、対応する能力の獲得、授業構成力の獲得、音楽教育に関する研究の視点と研究遂行能力の獲得、教授法の知識と省察能力の獲得、一体化された指導と評価の経験と理解、が求められているといえる。

(3) 音楽科教員養成課程における学修

ハンブルク州を事例として

総合大学における教育学の学び

ハンブルク州の音楽科教員養成は1960年代の大学改革による学部組織の再編の際に、各科教育学(教科教授法)を一般教育学と同じ教育諸科学のグループに統合した歴史があることから、教育諸科学の領域を総合大学(=ハンブルク大学)で学び、音楽の専門領域を専門大学(=ハンブルク音楽演劇大学)で学ぶ二重在籍の制度をとっている。このことにより、結果として教育諸科学の内容を深めつつ、音楽科教師に必須となる音楽専門的知識・技能を高めている。

ハンブルク州では2007/2008年から学士課程と修士課程をそれぞれ新設し、それらを一体として教員養成の第1段階とするようにな

った。その際に、修士課程修了をもって第1次国家試験に換えることとなった。また、教員養成の第2段階にかける期間も24か月から18か月へと短縮されることとなった。

学士課程と修士課程における学修は、「教育学」「第1授業科目」「第2授業科目」の3つの部分課程(Teilstudiengang)から構成される。学士課程における授業科目の標準単位数は45単位であるが、音楽と造形芸術は105単位が要求される。それに伴い、学修期間も標準6セメスター(180単位)から8セメスター(240単位)に拡大される。

学士課程では、教育学、教授法、学校教育学、教育実習などの8つのモジュールが規定のセメスターに配置され、学修が構造化されている。修士課程には、教育学、教科教授法、教育実習などに関する5つのモジュールが配置されている。教育学に関するモジュールは「多様性 Heterogenität」「新たなメディア Neue Medien」「学校開発 Schulentwicklung」の教科の枠を越えた3つのテーマに基づき、教育学の知識を深め、これらに対して批判的に省察したり、問題として捉える能力を獲得したりする。

総合大学であるハンブルク大学の学修は、教育学と教科教授法で構成される。したがって、音楽に関連した内容は、音楽科教授法が中心となる。音楽の授業の構造や授業形成のプロセスの基礎を学習するとともに、音楽科教育に付随するものとして、音楽教育史の概観や、音楽科教育のもつ社会的意味についての考察が行われる。しかし、これらのような理論的側面のみを扱うわけではなく、初等教育段階の授業づくりに関する実践的・具体的演習が展開されており、理論的知識を実践へ活用する力が獲得されるべく、講義、ゼミナール、補習授業などを重ね合わせて、比較的内容の濃い学修が設計されている。修士課程では学士課程よりもさらに理論的色彩が強くなり、音楽の授業に関わる目標論、カリキュラム論、学力論、評価論などが学習対象となる。ここでは、音楽科教育の実践的側面は集中的な教育実習において訓練される。

これらの学修は、1つの授業が単独で機能するのではなく、複数の授業が連動しながら1つの学習テーマを形成する方法(モジュール)によって成立している。

専門大学における音楽的内容の学び

ハンブルク音楽演劇大学の学士課程で提供されるモジュールは大きく次の4つからなる。芸術専門教育(Künstlerische Ausbildung)、応用音楽(Angewandte Musik)、音楽学(Musikwissenschaft)および選択必修モジュールである。以下は、初等・前期中等教育段階のための教職課程の場合を示す。

芸術専門教育では、主専攻楽器と2つの副専攻楽器の計3種類の個人レッスンが行われる。具体的には、入学試験の実技に基づき、2つの器楽と声楽を扱い、器楽には鍵盤楽器

(ピアノ、オルガン、チェンバロ、アコーディオンのいずれか)を含めなければならない。また、主専攻楽器は第6セメスターまで開講されるが(希望に応じて第8セメスターまで延長可能)、副専攻楽器は第4セメスターまでしか開講されない。

応用音楽では、音楽理論、聴音、リトミック、合唱/合奏のほかに、学校実践ゼミナールが開講される。ここでは、学校における多様な演奏の状況(特にクラス合奏)に密接に特化した編曲や演奏を行うための能力を獲得する。また合唱指導では、クラス合唱に適した指導を行う能力を獲得する。

音楽学には音楽学概論、音楽史、形式論が含まれている。

修士課程の学習は、2つのモジュール、すなわち芸術的实践(Künstlerische Praxis)と選択必修モジュールで構成される。初等・前期中等教育段階のための教職課程の場合、芸術的实践にアンサンブル指導としてクラスオーケストラやビッグバンドなどの活動で必須となる指揮法や練習法、関連楽曲の知識を獲得する。また、学校実践の演奏では学校実践の文脈においてピアノ演奏の専門的知識やギター、サクソフォン、打楽器等の実践的基礎知識を獲得する。とりわけ、ポピュラー音楽の伴奏や即興演奏の能力を獲得することに重点が置かれる。

音楽大学の入学試験

大学入学資格(アビトゥーア)を取得していれば大学入学が許可されるドイツであるが、音楽領域では教員養成課程でも実技試験(適性試験)が個別に課される。ハンブルク音楽演劇大学における初等教育段階と前期中等教育段階の教職課程のための入学試験は、音楽のグループ指導、聴音、音楽理論、主専攻実技、副専攻実技、声楽と発話、の6種目が課題となる。ギムナジウムのための教職課程の場合も同様であるが、各種目の試験曲が増え、現代音楽も要求されるなど水準が高くなっている。いずれの場合も、ジャズ、ロック、ポップの領域の演奏を1曲含めなくてはならない。

このように、鍵盤楽器、他の楽器、声楽の演奏に加えて音楽理論や聴音、ソルフェージュ、グループ指導等を盛り込んだドイツの入学試験は、音楽の演奏者として必要な包括的知識・技能を確認しようとしている。また、ジャズ、ロック、ポップの領域の演奏も含まれ、学校教育の現場に即した試験内容である。さらに、グループ指導が課せられており、教員養成課程に入学を希望する時点ですでに音楽指導に対する何らかの考えをもち、教師としての道に興味関心をもっていることが求められる。

(4) 試補勤務における養成

試補勤務は、勤務校における教育実践と、教員養成研究所におけるゼミナールや教師

トレーニングなどの2つで構成される。勤務校では平均して週に8~12時間の授業を担当する。授業以外には、授業観察を行い(9回)指導教員からフィードバックを得たり、試補同士で授業観察を行ったり(20回)して、協働的に授業を省察する能力を高める。教員養成研究所の学修としては、教職全般に関わるゼミナールが70時間、教科に関わるゼミナールが2教科で各48時間設定されており、複雑な学習状況や学校での経験に基づく具体的な状況について体系的に学んだり、状況に応じた行動の決定や計画を行ったり、実践的に省察・評価することを学ぶ。ゼミナールに関連して、授業計画や妨害への対応、教育相談、インクルーシブ授業などのテーマに基づく学習が26時間設定されている。また、チームトレーニングの必修モジュールが12時間、各自の発展的要求に応じた選択モジュールが12時間、さらに同僚の助言、自己評価、授業妨害などの行為や、映像分析、時間管理、ストレス対処法などをテーマにした教師トレーニングが27時間設定されている。

(5) 教職のための第2次国家試験

18か月の試補勤務を経た後、第2次国家試験が行われる。ここでは、教師としての資質・能力の最終的な判断が行われる。試験は大きく4つのセクションから構成される。すなわち、試補勤務における教育的振る舞いの報告(40%)、授業実践の試験(30%)、口述試験(20%)、レポート課題(10%)である。これらは内包される評価規準に従って5段階で評価される。

このように、試補勤務期間中の全体的な観察に基づいて、教師の資質と教職における多様な課題対応能力の程度が吟味され、授業実践による授業づくりの能力が確認されるなどを通して、自律的に、また学校共同体の構成員として協力的に職務を遂行する水準に達しているかどうか判断される。

(6) ドイツの音楽科教師の専門性と教授能力の育成

ハンブルク州では教科の専門性を基礎として、現代の教育課題に対応できる教育的能力の高い教員養成を行うべく改革を行ってきた。その結果、総合大学と専門大学の双方において教育諸科学と教科専門的知識・技能を修得する制度を採用している。さらに、ポロニャプロセスの影響を受けて、教員養成課程も学士課程と修士課程の2段階連続となり、その内容もモジュール制によって学習がカテゴライズされることとなった。また、ハンブルク州では一般的な学士課程の修業年数の3年間を4年間に引き延ばすことによって、音楽科教師の基盤となる音楽的・芸術的能力を最大限に高めている。ここで培った音楽性や芸術性は、修士課程以降においてさらに学校音楽の文脈で再解釈され、試補勤務では教育方法的な視点や教育心理学的な視点

が大部分を占めることとなる。

これらの一連の教員養成制度をコントロールしているのが、州の教員養成・学校開発研究所(Landesinstitut fuer Lehrerbildung und Schulentwicklung)である。この研究所が教員養成課程を置く各大学や試補勤務校との連携、教員養成ゼミナールの実施・運営を、一貫して統括し、さらに第2次国家試験の実施と評価、現職教員のための継続教育の実施も行うなど、州の教員養成に関わるすべてに責任をもっている。

様々な専門性の高い要求とそれを実現する制度設計、それらの実質的責任という点において、ドイツ・ハンブルク州の音楽科教員養成制度は極めて優れた制度であると言える。わずか4年間の学修で教壇に立つ我が国の制度とは根本的に異なっている。ドイツの場合、養成段階を終える時点で教師の専門性は必然的に高い。このように、初めから高い専門性をさらに高めたり、拡張したりすることが、世界規準としての教員養成に求められていることと見えよう。そのためには、我が国の抜本的な教員養成改革は急務である。

<注>

1) Universität der Künste Berlin (2009) Studienordnung für den lehramtsbezogenen Bachelorstudiengang mit dem Kernfach Musik (BA 1); Universität der Künste Berlin (2009) Studienordnung für den lehramtsbezogenen Masterstudiengang mit dem Kernfach Musik (MA 1).

<引用文献>

伊藤真(2003)「ドイツ・ハンブルク州における音楽科教員養成 ハンブルク大学のカリキュラムを中心に」『広島大学大学院教育学研究科音楽文化教育学研究紀要』XV, pp.55-71
伊藤真(2004)「ドイツにおける音楽科教員養成 音楽適性試験の内容を中心に」『音楽文化教育学研究紀要』XVI、広島大学大学院教育学研究科 pp.125-134
佐野靖(1984)「西ドイツの音楽教員養成制度に関する考察—1970年代の動向を中心に—」『音楽教育学』第14号、pp.28-39
長島啓記(2006)「ドイツにおける教員養成改革」『早稲田教育評論』第20巻第1号、pp.37-53
別惣淳二(2010)「教員養成スタンダード導入の国際的動向」渡邊満・ノイマン、K.(編著)『日本とドイツの教師教育改革』東信堂、pp.232-233

Hochschule für Musik und Theater Hamburg (2008). Aufnahmeprüfungsordnung für die Lehramtsstudiengänge mit dem Abschluss „Bachelor of Arts“ (B.A.) an der Hochschule für Musik und Theater Hamburg

- (Teilstudiengang Musik).
Hochschule für Musik und Theater Hamburg (2011a): Fachspezifische Bestimmungen für den Bachelor-Teilstudiengang Musik innerhalb der Lehramtsstudiengänge der Universität Hamburg. Vom 12. Oktober 2011. In: Behörde für Justiz und Gleichstellung der Freien und Hansestadt Hamburg (Hrsg.)(2012): Amtlicher Anzeiger Teil II des Hamburgischen Gesetz- und Verordnungsblattes, Nr.14, S.262-286.
- Hochschule für Musik und Theater Hamburg (2012): Studienverlauf Lehramt der Primarstufe und Sekundarstufe I, Teilstudiengang Musik, Abschluss: Bachelor of Arts.
http://www.hfmt-hamburg.de/fileadmin/user_upload/Study_Courses/SP_BA_LAPS.pdf [2015.11.13]
- Hochschule für Musik und Theater Hamburg (2011b): Fachspezifische Bestimmungen für den Master-Teilstudiengang Musik innerhalb der Lehramtsstudiengänge der Universität Hamburg. Vom 12. Oktober 2011. In: Behörde für Justiz und Gleichstellung der Freien und Hansestadt Hamburg (Hrsg.)(2012): Amtlicher Anzeiger Teil II des Hamburgischen Gesetz- und Verordnungsblattes, Nr.36, S.802-809.
- Hochschule für Musik und Theater Hamburg (o.J.): Studienverlauf Lehramt der Primarstufe und Sekundarstufe I, Teilstudiengang Musik, Abschluss: Master of Education (M.Ed.).
http://www.hfmt-hamburg.de/fileadmin/user_upload/Study_Courses/SP_MEd_LAPS.pdf [2015.11.13]
- Justizbehörde der Freien und Hansestadt Hamburg (Hrsg.) (2010): Fachspezifische Bestimmungen für den Bachelor-Teilstudiengang Erziehungs- und Bildungswissenschaft (einschließlich Grundschulpädagogik, Fachdidaktik, Berufs- und Wirtschaftspädagogik sowie Behindertenpädagogik) innerhalb der Lehramtsstudiengänge der Universität Hamburg. Vom 15. August 2007/18. Februar 2009/18. November 2009. In: Amtlicher Anzeiger Teil II des hamburgischen Gesetz- und Verordnungsblattes, Nr.29, S.670-734.
- Landesinstitut für Lehrerbildung und Schulentwicklung (Hrsg.) (2013). Konzeption des Vorbereitungsdienstes ab dem 1.2.2013.
- Universität Hamburg (2014): Wahlpflicht modul Lernbereich Musik, Zulassungsverfahren.
http://www.epb.uni-hamburg.de/erzwiss/juenger/download/merkblatt_eingangstest_14.pdf [2014.11.3]

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

{ 雑誌論文 } (計 3 件)

1. 伊藤真 「ドイツにおける音楽科教員養成課程の学修 音楽大学における音楽の部分課程を中心に」中国四国教育学会編『教育学研究紀要 (CD-ROM 版)』第 61 巻、査読無、2016、pp.168-173
2. 伊藤真 「ドイツにおける音楽科教員養成課程の学修 総合大学における教育学の部分課程を中心に」中国四国教育学会編『教育学研究紀要 (CD-ROM 版)』第 60 巻、査読無、2015、pp.416-421
3. 伊藤真 「ドイツにおける音楽科教師の専門性 教育諸科学と音楽科のコンピテンシーを中心に」中国四国教育学会『教育学研究紀要 (CD-ROM 版)』第 59 巻、査読無、2014、pp.610-615

{ 学会発表 } (計 4 件)

1. 伊藤真 「ドイツにおける音楽科教員養成課程の学修 (2) 音楽大学における音楽の部分課程を中心に」中国四国教育学会第 67 回大会、2015 年 11 月 14 日、岡山大学
2. 伊藤真 「ドイツの音楽科教師の自律性 ハンブルク・モデルと第 2 次国家試験をもとに」日本音楽教育学会第 46 回宮崎大会、2015 年 10 月 4 日、シーガイアコンベンションセンター
3. 伊藤真 「ドイツにおける音楽科教員養成課程の学修」中国四国教育学会第 66 回大会、2014 年 11 月 16 日、広島大学
4. 伊藤真 「ドイツの音楽科教員養成で求められる専門的内容」中国四国教育学会第 65 回大会、2013 年 11 月 3 日、高知工科大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊藤 真 (ITO SHIN)

広島大学・大学院教育学研究科・准教授
研究者番号：70455046

(4) 研究協力者

- ・ 宮崎 登 (MIYAZAKI NOBORU)
Deutsch Japanisch Informationsbuero,
Chief Consaltant
- ・ Christiane Jasper
Freie und Hansestadt Hamburg,
Landesinstitut fuer Lehrerbildung und
Schulentwicklung, Fachseminarleitung Musik
- ・ Theodor Huss
Freie und Hansestadt Hamburg, Behoerde fuer
Schule und Berufsbildung, Fachreferent Musik
- ・ Juergen Vogt
Universitaet Hamburg, Prof. Dr.
- ・ Wolfgang Hochstein
Hochschule fuer Musik und Theater Hamburg,
Prof. Dr.